



新地町告示第37号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195条）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

平成29年12月20日

新地町長 加藤憲郎


新		旧		地番
大字	小字	大字	小字	
塙木崎	台前	谷地小屋	谷地田	211 の 1 の一部、212 から 226 までの各一部、228 の一部、229 の一部、230、231 から 237 までの各一部、238、239 から 249 までの各一部、251 から 257 までの各一部、258 の 1 の一部、258 の 2 の一部、259 から 271 までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに 72 の 14 に隣接する水路である公有地の全部、大字塙木崎字台前 274 に隣接する谷地小屋字谷地田の水路である公有地の全部